

日本モーゲージサービス株式会社定款

平成17年8月12日会社設立、平成17年9月27日一部改定(本店所在地変更)、平成18年1月27日一部改定(種類株式発行)、平成18年3月15日一部改定(定款目的拡大)、平成18年5月31日(会社法施行)、平成20年6月25日(定款目的拡大)、平成21年6月10日(定款目的加除)、平成24年12月10日(決算期変更)、平成27年6月26日(監査等委員会設置・役員責任制限等改定)、平成28年10月13日(単元株制度導入・株式分割)、平成28年10月14日(譲渡制限撤廃・株主名簿管理人設置等)、平成30年3月9日(発行可能株式総数変更)、2019年6月27日(定款目的拡大)、2020年9月1日(発行可能株式総数変更)、2022年6月29日(電子提供措置等)

最新改定 2022年6月29日

MK220629-056(9)

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、日本モーゲージサービス株式会社と称し、英文では、Mortgage Service Japan Limitedと表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 貸金業
2. 住宅ローンの貸付け、媒介及び管理業務
3. 住宅ローン事務代行
4. 独立行政法人住宅金融支援機構の住宅ローンに関する事務の代行及び業務受託
5. 銀行代理業
6. 銀行代理業に関する住宅ローンの貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介
7. 損害保険の代理業務
8. 生命保険の募集に関する業務及び生命保険契約の締結の媒介
9. 支払金の請求事務の代行及び資金の受払業務の代行
10. 金銭債権、有価証券及び信託受益権の保有及び売買
11. 住宅ローンの新規商品の開発業務
12. 金融業（住宅ローン貸付けに付帯する融資業務）
13. 住宅ローンに関する教育及び書籍出版
14. 経営コンサルタント業務
15. 情報・通信システムの企画、開発、販売及び保守管理
16. 広告及び宣伝業
17. 住宅に関する各種保証
18. 子会社及び関連会社の業務受託
19. 前各号に付帯する又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、48,576,000 株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式の数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。ただし、当会社が売り渡すべき数の株式を有していないときは、この限りではない。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第10条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録質権者とすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 定時株主総会は事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

- 2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

- 2 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会

(取締役会の設置)

第20条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第21条 当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）以外の取締役は、9名以内とする。

2 当会社の監査等委員は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員と監査等委員以外の取締役とを区別してしなければならない。

- 3 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 4 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 監査等委員以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員以外の取締役の中から、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、監査等委員以外の取締役の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもつ

て行う。

2 前項の定めにかかわらず、当会社は、取締役が提案した決議事項について、取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者も含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の責任について賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置及び組織)

第33条 当会社は、監査等委員会を置く。

- 2 監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。監査等委員の過半数は、社外取締役でなければならない。
- 3 監査等委員会の決議によって、常勤監査等委員を若干名選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第35条 監査等委員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつた場合には、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等を決定する機関)

第43条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準)

第44条 当会社が期末配当を行う場合、その基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金の除斥期間)

第45条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、2015(平成27)年6月26日開催の第10期定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において

て免除することができる。本附則第1条は、2025(平成37)年6月26日をもって削除する。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 変更前定款第16条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- 3 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上